

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県  
市 区 町 村 放課後児童健全育成事業担当部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について（Q&A）

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

放課後児童クラブの運営につきましては、各市区町村において定める条例や各クラブにおいて定める運営規程等に基づき、適切に運用をいただいているところですが、放課後児童クラブの開所時間の考え方について、多くのお問い合わせをいただいている状況を踏まえ、その考え方について Q&A としてまとめました。

各都道府県におかれては管内市区町村に、各市区町村におかれては管内放課後児童クラブに対して周知いただくようお願い致します。

厚生労働省子ども家庭局  
子育て支援課健全育成係  
TEL:03-5253-1111 (4966、4845)  
E-mail:clubsenmon@mhlw.go.jp

## 放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について（Q&A）

問1 放課後児童クラブの開所の考え方について教えてください。

（答）

○放課後児童クラブの開所時間については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）により、下記の時間以上を原則とし、利用児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻などを踏まえ、各市区町村の条例及び各クラブの運営規程等において定めていただくもので、基本的には、児童を受け入れることができる時間を指しております。

- ・小学校の授業の休業日：1日につき8時間
- ・小学校の授業の休業日以外：1日につき3時間

問2 子ども・子育て支援交付金の算定上、省令基準に定められている時間以上開所しないと、開所日とすることはできないのですか。

（答）

○放課後児童クラブの開所時間については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）において、原則の開所時間を規定しておりますが、利用児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻などを踏まえ、各市区町村の条例及び各クラブの運営規程等において定めることとなっております。

○よって、利用ニーズ等の地域の実情を踏まえ、各市区町村が省令基準より短い開所時間を条例で定め、当該条例を踏まえて、各クラブが省令基準より短い開所時間を運営規程等に規定していれば、開所日としてカウントして差し支えありません。

問3 放課後児童クラブの開所時間について、利用していた児童が早めに帰宅したため、運営規程に定める開所時間よりも早く閉所しました。この場合であっても開所日として問題ないでしょうか。

（答）

○放課後児童クラブの開所時間については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）において、原則の開所時間を規定しておりますが、利用児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻などを踏まえ、各市区町村の条例及び各クラブの運営規程等において定めることとなっております。

○よって、天災等やむを得ない事由がある場合を除き、運営規程等で定めている開所時間までは開所していただく必要がありますので、運営規程等で定めている開所時間を満たさずに閉所した場合は、開所日とすることはできません。

問4 運営規程上開所日としていましたが、利用児童のキャンセルが発生し、実際に利用している児童がいない状態で開所を続けておりましたが、子ども・子育て支援交付金上の開所日と扱って問題ないでしょうか。

(答)

○運営規程上開所日としており、条例等に基づく配置基準を満たして開所していた場合は、実際に利用する児童がいない場合であっても、開所日として扱って差し支えありません。

問5 開所時間前に、児童の育成支援に係る準備を行ったり、開所時間後に後片付けや翌日の準備を行った場合、開所時間外の人件費等は子ども・子育て支援交付金の対象になりますか。

(答)

○開所時間外であっても、放課後児童クラブの運営に関する業務に関する経費であれば、交付金の対象経費となります。

問6 開所時間前後に、準備や後片付け等の業務を行うため事業所としては運営しているような場合（運営規程等において開所時間は小学校授業終了後としている場合の授業中など）に、児童の受入時間前の午前中に放課後児童クラブ職員として受講すべき研修（都道府県等が実施する質の向上に向けた研修や市区町村が実施する研修など）を受けるために、事業所を離れました。この間は配置基準を満たしませんが、児童の受入時間には配置基準を満たした職員配置で対応していれば、子ども・子育て交付金上の開所日と扱って問題ないでしょうか。

(答)

○「開所時間」とは、児童を受け入れることができる時間であり、当該時間内は、条例等で定める配置基準を満たして運営する必要がありますが、開所時間前後については配置基準を満たして運営する必要はありません。

○よって、運営規程等において、当該時間帯が開所時間前後の時間であると整理でき、かつ、開所時間内は条例等に規定する配置基準を満たしているのであれば、開所日として扱って差し支えありません。

問7 開所時間内において、放課後児童クラブの業務の一環として職員が事業所を離れ、事業所に残る職員が1名になってしまう場合も、開所時間・開所日数としてカウントして差し支えないか。

(答)

○開所時間中は条例等で定める配置基準を満たして運営する必要があります。ただし、開所時間前後において、準備や後片付け、学校等との打ち合わせ会議等で職員が事業所を離れることは差し支えありません。